

## 階上町公共施設等 LED 照明導入リース事業公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

階上町（以下「本町」という。）では、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減を目的とし、町内公共施設等照明設備の LED 化等の省エネルギー化を推進する。本事業の実施にあたり、近年の資材調達環境の変化を鑑み、製品の安定供給を最優先とする。そのため、メーカーの国籍を問わず、本町が求める性能及び保守体制を満たす最適な事業者を選定するため、本実施要領を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 事業名

階上町公共施設等 LED 照明導入リース事業

#### (2) 内容

LED 照明導入に伴う設計、施工、施工管理及びリース期間の維持管理業務

#### (3) 契約方式

賃貸借契約（10 年間・期間満了後無償譲渡）

#### (4) 対象施設

階上町役場庁舎、町内小中学校、集会所等、計 37 施設  
（詳細は施設別照明器具数量表のとおり）

#### (5) 事業期間

ア 導入工事 令和 9 年 3 月 31 日まで

イ 賃貸借期間 導入施設ごとに導入確認の翌月から 10 年間（120 か月）

#### (6) 提案上限額

210,658,000 円

（消費税及び地方消費税を含む、10 年間のリース支払い総額）

### 3 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 国、地方公共団体等から指名停止等の措置を受けていないこと。ただし、当該指名停止等の期間が参加申込期限日までに満了している場合を除く。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法

(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成 16 年法律 第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。

- (4) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (5) 応募者は、法人格を有する者(単体)又は法人格を有する者の共同体(それぞれが法人格を有する複数の者の共同体)とし、共同体で応募する場合は、契約者となる代表者を 1 者選定すること。
- (6) 応募者(共同体の代表者)は、本町の令和 7・8 年度入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (7) 応募者(共同体の少なくとも 1 者)は、同様の公共施設 LED 化事業において、過去に 3 つ以上の地方公共団体、かついずれかの団体で 37 施設以上の実績を有すること。
- (8) 国内メーカー及び海外メーカー、いずれの製品を提案する場合でも迅速な部品供給及び技術サポートが可能な体制を構築していること。
- (9) 本町及び近隣地域の事業者を主体とした施工体制を構築できること。

#### 4 スケジュール

項目	年月日	様式等
公募公告	令和8年6月17日(水)	
参加申込書等受付期限	令和8年7月2日(木)	様式第2号 様式第3号 様式第4号
質問受付期限	令和8年7月2日(木)	様式第1号
参加資格審査	令和8年7月6日(月)	
参加資格審査結果通知	令和8年7月7日(火)	
企画提案書受付期限	令和8年7月14日(火)	様式第5号
プレゼンテーション	令和8年7月22日(水)	
審査	令和8年7月22日(水)	
選定結果通知	令和8年7月24日(金) 予定	
契約締結	選定後実施	

## 5 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）
- イ 参加資格要件確認書（様式第3号）
- ウ 契約実績表（様式第4号）
- エ 会社概要書（従業員数、資本金、事業内容等の記載がある任意の会社説明資料）

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出期限

令和8年7月2日（木）17時必着

### (4) 提出方法

持参又は郵送

## 6 質問及び回答

### (1) 提出書類

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

### (2) 質問受付期限

令和8年7月2日（木）17時必着

### (3) 提出方法

担当者へ電子メール

### (4) 質問回答方法

全事業者に電子メールにより随時回答する。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書提出書（様式第5号）
- イ 企画提案書

### (2) 提出部数

16部（正本1部、副本15部）

### (3) 提出期限

令和8年7月14日（火）17時必着

### (4) 提出方法

- ア 持参又は郵送
- イ 併せて、担当者へ企画提案書の PDF データを電子メール

(5)留意事項

- ア 企画提案書は A4 任意様式とする。
- イ 企画提案書にページ番号を付けること。
- ウ 本文の文字サイズは 11 ポイント以上とすること。
- エ 辞退する場合は、企画提案書提出期限までに公募型プロポーザル参加  
辞退届（様式第 6 号）を提出すること。

8 プレゼンテーションの実施

(1)実施日時

令和 8 年 7 月 22 日（水）（詳細は後日通知）

(2)実施場所

階上町役場 2 階 第 2 会議室

(3)参加者

4 名以内

(4)実施方法

- ア パワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容  
を逸脱しないこと。企画提案書と異なる内容の提案は評価対象外とす  
る。なお、追加資料の提出や配布は認めない。
- イ プロジェクター等使用したい設備がある場合は、企画提案書の提出期  
限までに担当者へ相談すること。
- ウ 時間は 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）とす  
る。
- エ 参加申込者が 1 者の場合もプレゼンテーションを実施する。

9 効率的な事業遂行のための提案条件

(1)積算根拠の統一

本町が提示する「施設別照明器具数量表」及び「図面データ」を共通の  
積算根拠とする。なお、「図面データ」は参加申込者に後日送付する。提案  
段階での全施設への立ち入り調査は義務付けない。不明な点は質問回答期  
間を通じて解消すること。また、図面と現況に著しい乖離がある場合は、  
優先交渉権者選定後の詳細調査に基づき契約金額の範囲内で協議・調整す  
る。

(2)詳細な積算根拠の提示

器具単価、工事費（人件費、材料費等）、及びリース料の算定式を明示すること。

(3)照度基準の遵守

JIS Z 9110（照明基準総則）に基づき、施設別の推奨照度を確保すること。照度測定については、各施設の代表的な諸室をサンプルとして実施すること。

(4)削減効果の算定根拠

電気料金削減効果及びCO2削減量は、「階上町公共施設等LED照明導入リース事業仕様書」において本町が指定する各種数値を使用し、算定根拠を明示すること。

(5)保守管理体制

リース期間中（10年間）のメーカー保証及び不具合発生時の迅速な駆け付け体制を具体的に示すこと。

10 審査基準

審査項目	審査事項	配点
見積金額	提案内容に対して適切かつコスト削減が図られているか。	30
事業効果	電力使用量やCO2排出量の削減効果が高い提案か。	15
	本町及び近隣地域の企業を活用し、地域経済に寄与しているか。	15
事業遂行能力	同様の公共施設LED化事業の実績は十分であるか。	10
維持管理	10年間にわたり迅速かつ確実に維持管理できる体制が構築されているか。また、使用機器の品質や安全性は十分確保されているか。	10
施工管理	適正な施工管理により、施工品質や安全確保に配慮されているか。	10
独自性	本町に有益となる独自のノウハウや工夫が含まれているか。	10
合計		100

11 優先交渉権者の選定

(1)審査委員により、企画提案書、見積金額、省エネ効果、地域経済波及効果、過去の実績等を総合的に評価し、最高得点者を選定する。

- (2) 審査委員の点数の集計については、審査事項ごとに最高と最低の評価点を除外した平均点の合計とする。
- (3) 有効な提案者の合計点数が 60 点以上で優先交渉権者とし、60 点に満たない場合は優先交渉権者とししない。有効な提案者が 1 者のみの場合も同様とする。

## 12 選定結果の通知

### (1) 通知期限

令和 8 年 7 月 24 日（金）予定

### (2) 通知方法

電子メール及び文書により通知する。

## 13 契約の締結等

- (1) 提案内容に基づき第 1 優先交渉権者と契約の協議・調整を行い、随意契約を締結する。その際、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 第 1 優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、第 2 優先交渉権者と契約に関する協議を行うことができる。

## 14 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、この場合既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

## 15 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、本事業者選定に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しない。
- (2) 参加に関し必要な一切の費用（交通費、資料作成費等）は事業者の負担と

- し、参加報酬（報償金）等は支払わない。
- (3) 受託者は、本事業の遂行に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。
  - (4) 受託者は、本事業により得られた成果品、資料及び情報等は本町に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。
  - (5) 受託者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに本町に報告し、本町の指示に従うものとする。
  - (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、階上町情報公開条例（平成15年3月18日条例第1号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
  - (7) 本要領に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議し、その指示に従うものとする。
  - (8) 本町及び近隣地域の事業者の活用により、地域経済への波及効果に資するよう配慮すること。

#### 16 提出・問い合わせ先

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87

階上町 総合政策課 財政グループ

電話：0178-88-2874

FAX：0178-88-2117

担当者：高橋

電子メール：seisaku@town.hashikami.lg.jp